

同日放送

X日：A局で成分効能CM



X日：B局で商品CM



NG

テレビ広告例

3月1日 ○○○局

乳酸菌Aは**ヒトの免疫システムを活性化させて、細菌やウイルスに対する抵抗力が向上します。**

○○株式会社 東京都新宿区・・・
お問い合わせ先 03-△△△△-1234

3月1日 △△△局

乳酸菌Aを配合した製品Bが新登場！！
お近くのスーパーでお買い求めください。

○○株式会社 東京都新宿区・・・
お問い合わせ先 03-△△△△-1234

解説（テレビ広告）

広告例の太字部分が医薬品医療機器等法上の違反字句です。

上の例は、テレビで○○株式会社が同日に複数のテレビ局で放送した広告の例です。

それぞれ独立した広告と見なすと医薬品医療機器等法違反とは言えませんが、全体で1つの広告として見ると、医薬品医療機器等法違反となります。

このような広告を掲載することはできません。

広告の読み手からすれば、免疫力が高まる健康食品であるかのような誤解をあたえることとなります。